

品川台場の公園化構想について

(株)ブレック研究所

和田克臣

Park Planning for Shinagawa Daiba

by Katsuomi Wada

概 要

土木遺構を含む史跡を公園として整備するに当たっての計画上の課題を明らかにすると共に、その一例として品川台場の公園化構想について報告する。

史跡の公園化についてはこれまで数多くの事例があり、ここではまず史跡の保存と活用の現状を整理すると共に、史跡を公園として整備した事例や諸外国における例を概観した上で、公園としての利用との調和を図るに当たっての計画上の課題をとりまとめる。

さらに、これらの計画課題をふまえた一例として、品川台場を公園として整備するにあたってその沿革と現況を整理したうえで、公園化構想の中での利用と整備の考え方について報告を行う。

[幕末期・史跡整備・台場]

1. はじめに

土木史研究の進展にともない、史跡の土木史的な再評価が試みられる中で、その保存と活用が今日的な課題になっている。史跡の保存と活用についてはこれまで文化財保護の観点から全国各地において図られており、また、歴史公園として史跡の保存を図りつつレクリエーション利用にも供することができるように整備が行われた例も数多くある。しかしながらこれらの史跡整備では寺跡や古墳、城跡などの史跡が大半を占めており、土木史的な再評価に基づいて史跡の保存と活用が図られた例は少なく、今後の土木史研究の進展にともなって史跡の整備が現実的な課題となってくることが想定される。

一方、史跡の保存と活用を図る実際的な対応の一つとして、史跡を含む区域を公園として整備することが上げられ、史跡の歴史的な再評価と共に公園緑地に対するニーズの高まりの中で、今後さらにこのような対応が図られる可能性が高くなるものと考えられる。

ここではこうした状況をふまえて、特に公園として整備するに当たってその計画上の課題を明らかにすると共に、史跡の公園化の一例として品川台場の公園化構想について報告を行うものとする。

2. 史跡の公園化にあたっての課題

(1) 史跡の保存と活用の現状

史跡は通常文化財保護法に基づき指定を受けて保存が図られており（国指定史跡）、その他県や市においても条例等に基づいた指定を受けて保存されている場合がある。

史跡の種類についても、住居跡・古墳をはじめ九項目に分類されており、土木的な史跡としては城跡、防塁など政治に関する遺跡や、堤防など産業交通土木に関する遺跡などが上げられる。これらの史跡については歴史理解と遺跡の規模等において学術上価値あるものとして指定がなされている。またこの中でとくに学

術上の価値が高く、文化の象徴たるものについては特別史跡として指定が行われている。

文化財として指定を受けた史跡については、これまで重要性や緊急性を考慮して修復保存が図られると共に、今日では遺跡単体だけでなくその周囲を含んだ環境整備まで行われる傾向があり、史跡の保存だけでなくその活用を考慮した整備が図られている。史跡の活用の面ではとくにレクリエーション的な利用や野外教育の場としての利用が図られており、公園的な役割を担っているものと考えられる。

遺跡整備の代表的な事例としてあげられる平城宮跡に於いても、史跡の活用に配慮した整備が行われるなどの経緯がありその後の遺跡整備の中でもその活用に対応した整備のあり方が課題となっている。

遺跡整備に当たってはその手法として、遺跡単体に対しての露出展示・覆屋展示・復原・造園的復元整備や遺跡群に対しての風土記の丘・民家園、町並み保存等の分類があり、これらを用いて遺跡の整備が行われている。

そのほか歴史的建築物についての保存が行われておりとくに外壁保存などの手法が用いられ、移築等による保存整備が行われたりしている。

(2) 史跡公園化の事例

史跡を実際に公園として整備した事例としては、都市公園法に基づく歴史公園として整備したものがあり国営公園では国営飛鳥歴史公園があり、その他東京都における小石川後楽園をはじめとする文化財庭園や石川県の兼六園等が上げられ、全国では約130箇所が整備されている。

国営飛鳥歴史公園については昭和45年に歴史的風土の保存のための方策として決定されこれに基づいて史跡の整備が進められると共にその後に発見された高松塚古墳をも含めた整備がなされている。この整備に当たっては文化財の保存と共に見学者に休息やレクリエーションの場を提供することや歴史を想起させる展望施設を設けたりしている。

風土記の丘として整備された事例としては全国に10数箇所あり遺跡が数多く存在する地域の広域的保存と環境整備が図られている。この整備においては古墳等の整備が主となっておりこのほか民家の移築等が行われている例が多い。

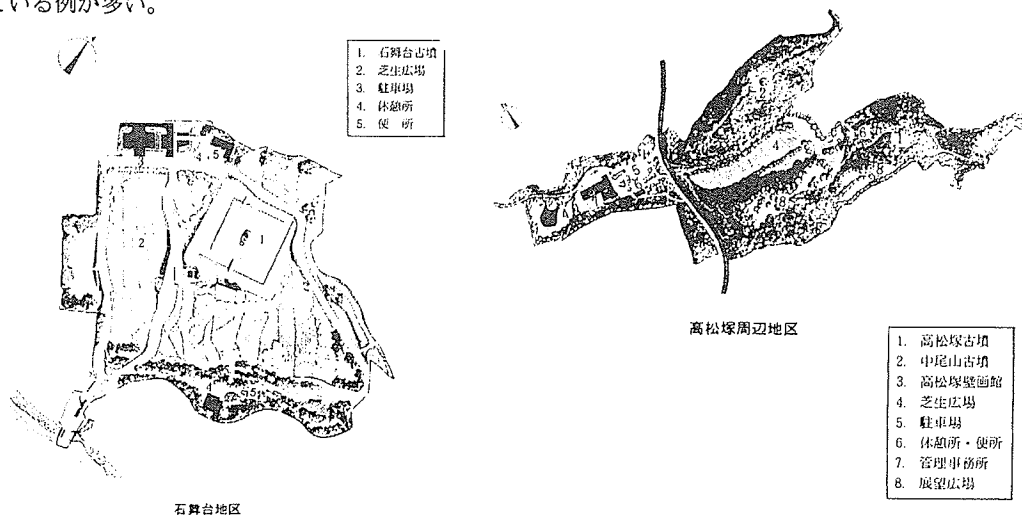


図-1 国営飛鳥歴史公園平面図（『公園緑地マニュアル』より引用）

(3) 諸外国における史跡の整備

史跡整備の面で海外における事例を見ると特定の時代に復原整備を図るよりも史跡を在りのままに保存している事例が多い。これは史跡そのものの特質として石造の構造物であったりするためまた気象条件の違いから日本における事例と異なった面を持っている。

また史跡保存の諸制度についても史跡に対する考え方の違いにより異なった面を持っている。諸外国の文化財保護の制度については、椎名慎太郎著の「精説文化財保護法」に詳しくまとめられており、これをもとに概観すると日本の場合は重点保護として指定制度をとっており西欧諸国では台帳に登録あるいは指定と併用する制度をとっていることから破壊等の危険が生じた際に強い保護施策をとる仕組みとなっている。またイギリスやアメリカにおけるナショナルトラストの役割が史跡保存に当たって重要な位置を占めていることやイタリアにおける罰則規定の重いことなどがその特質としてあげられている。

このような背景がある中で西欧諸国における史跡整備の代表的な例としてはギリシャ・ローマの遺跡にみられる様な時間の流れを感じさせる扱いや歴史的建築物に囲まれる中でコンビナートやガラスのピラミッドをモチーフとした未来との対比的な扱いがみられる。

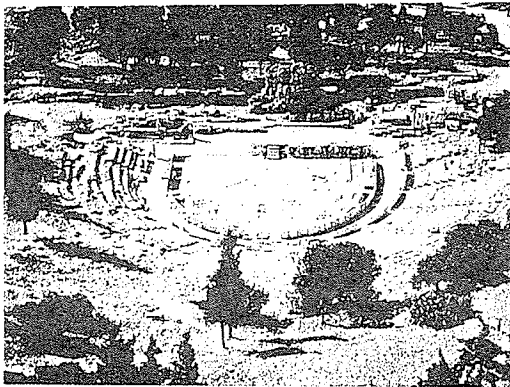


写真-1 ティハニス 劇場跡
(岡崎文彬 『造園の歴史Ⅰ』より引用)

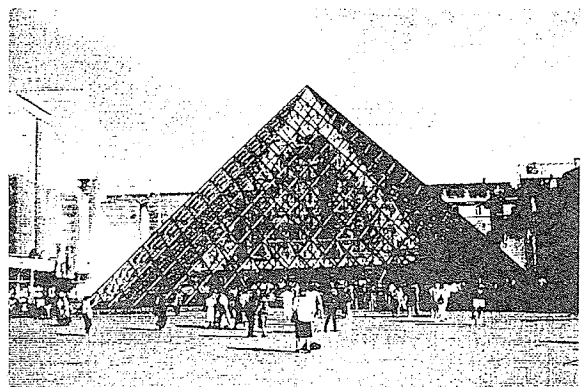


写真-2 ルーブル美術館中庭 (撮影：権田 1990.9.6)

(4) 公園としての利用と計画に当たっての課題

以上の概括をふまえた上で史跡の公園化を図るにあたっては次の点が課題としてあげられる。

a) 史跡の保存と歴史的環境の保全

史跡整備においては史跡の保存がその前提であり、その保存をどのように図るかが課題となる。保存に当たっては歴史のどの時点をとらえるか歴史の連続性をどのように表現するかが課題とされており、史跡の持つ意義、現時点での評価を踏まえた上でその方針を設定する必要がある。また発掘調査によって遺構が明らかになっても浸食等に対する適切な保存技術がなく、その活用に制約を受けることから保存技術の開発が求められる一方その技術に対応した保存方針の設定が求められる。

併せて史跡を主体とした歴史的な環境の保全が必要であり、この方策も同時に設定することが望まれる。この際には特に歴史的な連想性あるいは歴史的風土の保全などに対する配慮が求められ相乗的な扱いや対比的な扱いを行うことが考えられる。

b) 史跡の活用と公園としての利用

史跡の活用に当たっては今日ではとくに正しい歴史理解のための資料として活用が図られ、これに対応した展示が行われている。一方公園として利用するに当たっては、公園の持つ基本的な機能としてレクリエーションの場・快適な環境の保全・安全性の確保(防災)・良好な景観の保全等の役割があり、これらに対する配慮が必要となる。さらに今日では歴史的な景観や歴史的空間そのものがアメニティを与えるものとしてとらえられ史跡の存在そのものに効用があると考えられる。

これらをふまえた上で史跡の活用をどのように図るかが課題となるが、特に公園としての利用面では史跡の持つ歴史的なイメージと相反する機能の導入は避け(スポーツ等)休息散策等の静的なレクリエーションを軸として整備することが望まれる。

3. 品川台場の公園化構想

前記の公園化の課題の一例として品川台場の公園計画について報告を行うものとする。

(1) 品川台場の沿革と現況

台場の築造については1853（嘉永6）年のペリー来航を契機として江戸防備のため急遽着手され第一、第二、第三の各台場、さらに第五、第六の台場を相次いで完成させた。その後変遷を経て大正末期には史跡の指定を受けた後昭和の始めには都市公園として開園されている。

今日では臨海部の開発にともない台場をとりまく状況は大きく変化しており、臨海副都心や東京港連絡橋の建設が進められ、東京港における台場の持つ意義も大きく変化しつつある。とりわけ景観面では東京港のなかで唯一歴史を感じさせる要素として存在しており、隣接するお台場海浜公園との関連があるなかで公園として史跡整備を行うに当たっては、これらの変化に対応した整備が求められている。

(2) 公園としての利用と整備の考え方

史跡の保全と活用を図る上では台場に対する歴史的な評価や今日的な意義がその前提であり、この計画においては特に歴史的評価として江戸末期の社会的背景とそれに対応する土木技術を示す遺構として貴重な史跡であり、併せて今日では東京の都市イメージに歴史のくさびを入れ東京湾に風格を与えるとともに、幕末期の歴史を連想させるものとして大きな意義を持つ史跡であることが評価された。

この評価をふまえて史跡の保存に当たっては特に台場の史跡の中心となる石垣について第三台場では短期型の修復保全を行い、第六台場では構造的に安定していることから長期計画的に修復保全を図る方針が設定された。

台場の内部については東京都における史跡公園のネットワークを構成する要素として、江戸東京博物館との連担を図り野外博物館的な利用と、第三台場については開放型、第六台場については制限開放型の利用を行う方針が設定された。

これらの方針を踏まえた上で台場のもつ自然的要素、史跡としての歴史性、歴史理解を助ける博物館的な情報性、さらに実験的な意味合いからループル美術館にみられるような歴史と対比的な未来性の四つの要素を整備テーマとして設定し、整備案の作成を行った。

4. おわりに

以上の検討を通じて史跡の保存と活用を図る上ではとくに従来の史跡整備に対して新たな考え方やニーズが生じていると考えられる。検討過程において提起された史跡の整備イメージの中では、史跡をあるがままに捉えてできるだけ人為性を加えずに整備する柔らかな整備手法が求められる一方、歴史性を重視するなかで画一的になりがちな史跡整備に対して、対比的な要素を持ち込むことにより逆に歴史性を高めようとする考え方などが今後の史跡整備のあり方に一石を投じるものと考えられる。

特に土木的な史跡についてはその特性として、現在でもなお土木構造物としての機能を果たしながら存在していることがあげられ、史跡整備においてはその構造的な安全性の確認と共に適切な保存技術がより一層求められることが想定される。また公園計画においても従来に無い土木構造物を歴史的景観としてその要素に取り込むに当たっての計画技術が今後さらに要求されるものと考えられる。

なお品川台場の公園化構想の立案に当たりご協力頂いた東京大学 篠原 修教授をはじめ東京都他関係各位にあらためて御礼申し上げる次第である。

〔参考文献〕

文化庁 『史跡 名勝 天然記念物指定目録』 第一法規出版

椎名慎太郎 『精説 文化財保護法』 新日本法規出版 昭和52年8月31日

平野侃三編 『公園緑地の計画と実施』 全日本建設技術協会 P31 昭和56年12月15日